

金沢市こどもアート工房みたに企画運営業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

金沢市こどもアート工房みたににおいて自由な発想による表現活動を通した子ども（おむね乳幼児期にある者をいう。以下同じ。）の情操を育むための教育の推進を通じて、感性及び創造性豊かな子どもの成長に資するための業務を実施する最適な候補者を、このプロポーザルによって選定することを目的とする。

2 一般事項

(1) 名称

金沢市こどもアート工房みたに企画運営業務委託プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）

(2) 方法

本プロポーザルは、公募型プロポーザルとする。

(3) 主催者及び事務局

ア 主催者 金沢市

イ 事務局 金沢市こども未来局幼児教育センター

〒921-8171 金沢市富樫3丁目10番1号

電話 076-243-1018 FAX 076-243-1100

メールアドレス youji@city.kanazawa.lg.jp

(4) 実施要領等の交付の期間、場所及び方法

ア 期間

令和8年1月9日（金）から令和8年1月20日（火）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）のそれぞれ午前9時から午後5時45分まで

イ 場所

（3）イに同じ
金沢市公式ホームページからダウンロード

（金沢市公式ホームページ組織から探す－幼児教育センター－業務案内－入札情報－金沢市こどもアート工房みたに企画運営業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について）

エ 交付資料

（i）金沢市こどもアート工房みたに企画運営業務委託公募型プロポーザル実施要領
（ii）金沢市こどもアート工房みたに企画運営業務委託仕様書
（iii）提出書類様式
（iv）金沢市こどもアート工房みたに条例
（v）金沢市こどもアート工房みたに施設図

(5) 日程

実施要領等の交付開始：令和8年1月9日（金）

実施要領等の交付終了：令和8年1月20日（火）

参加表明書の提出期限：令和8年1月20日（火）

提出者への選定通知：令和8年1月30日（金）

応募者説明会：令和8年2月2日（月）から令和8年2月10日（火）までの期間で、企画提案書等提出者として認められた者に別途通知。

質疑の受付：令和8年2月13日（金）から令和8年2月17日（火）

質疑の回答：令和8年2月20日（金）まで

企画提案書等の提出期限：令和8年3月11日（水）

プレゼンテーション：令和8年3月中旬

審査結果の通知 : 令和8年3月下旬
開館日 : 令和8年5月上旬

3 応募資格

(1) 応募者の資格要件

応募者は、次の条件のすべてに該当する者とする。なお、応募者は別の応募者の協力事業者となることはできない。

- ア 令和2年4月1日以降に、幼児等を対象とした創作活動を支援する業務を1年以上履行した実績を有すること。
- イ 次の(i)及び(ii)のいずれにも該当しないこと。
 - (i) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者
 - (ii) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、期間を定めて競争入札に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者
- ウ 本プロポーザルの参加表明書の提出日までに納期限の到来した市税及び提出日の1か月前までに納期限の到来した国税（所得税又は法人税及び消費税等）を完納していること。
- エ 役員（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められる者でないこと。
- オ 参加表明書の提出日から本業務の実施者が特定されるまでの間、金沢市入札参加資格者指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

(2) 応募資格の制限

次に該当する者は、3(1)の有資格者であっても、本プロポーザルに応募してはならない。また、応募者は、次に該当する者から直接又は間接の援助・協力を受けてはならない。

- ア 金沢市こどもアート工房みたに企画運営業務委託業者選定委員会委員
- イ アが自ら主宰し、又は役員、顧問等として実質的に関係する組織（研究室等を含む。）に所属する者

4 当選者の業務概要

(1) 業務名 金沢市こどもアート工房みたに企画運営業務委託（以下「本業務委託」という。）

(2) 業務内容 金沢市こどもアート工房みたに企画運営業務等
※ 詳細は仕様書のとおり

(3) 契約期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 履行期間 施設供用開始日から令和9年3月31日まで

※ ただし、本業務を誠実かつ効果的に執行した場合は、本業務期間終了後から令和11年3月31日まで、年度ごとに予算の範囲内で随意契約をすることができるものとする。

5 提案条件、提出書類等

(1) 提案条件

提案に当たっては、以下の条件により行うものとする。

- ア 業務委託費上限額

令和8年度 11,400千円（消費税及び地方消費税を含む。）

イ 著作権その他の取扱い

作成した成果品は、金沢市がその権利を有するものとする。

(2) 提出書類の内容及び提出方法等

ア 参加表明書

企画提案書の提出を希望する者は、以下に基づき作成した参加表明書を持参、郵送又は宅配便等により提出すること。また併せて、電子メールで2(3)イに示すメールアドレスあてに電子媒体で提出すること。（ファイル形式はPDF形式とすること。容量上送付が難しい場合、オンラインストレージサービスを用いて提出すること。）

(i) 内容

a 参加表明書は、以下の様式に基づきそれぞれ作成する。

様式1 参加表明書

様式2 法人概要

※ 会社の概要や事業内容を補足する資料・パンフレット等があれば別途送付してもよい。

様式3 業務実績

様式4 暴力団排除に関する誓約書

添付書類 市税及び国税について滞納がないことを証する書類（「3応募資格(1)ウ」を証明する書類）

b 用紙の大きさはA4判とし、左端ホチキス仮とじとする。

(ii) 提出部数 各1部

(iii) 提出先 2(3)イに同じ

(iv) 提出期間 令和8年1月9日（金）から令和8年1月20日（火）まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）のそれぞれ午前9時から午後5時45分までとする。

郵送又は宅配便等の場合は、令和8年1月20日（火）午後5時45分必着とする。

(v) 照会窓口 参加表明書の作成について不明な点がある場合には、以下の場所に照会すること。

a 照会場所 2(3)イに同じ

b 照会期間 上記提出期間に同じ

(vi) 参加表明書提出後、記載された内容の変更は認めない。

(vii) 企画提案書等提出者の選定

金沢市において、参加表明書類を審査し適当と認めた者について、企画提案書及び附属資料（以下「企画提案書等」という。）の提出者として選定し、企画提案書等提出者選定通知を送付する。

なお、経営基盤が著しく不健全であると認められる場合等は適当でないとし、選定者として認めない。

イ 企画提案書等

企画提案書等の提出者として選定された者は、以下に基づき作成した企画提案書等を持参、郵送又は宅配便等により提出すること。なお、また併せて、電子メールで2(3)イに示すメールアドレスあてに電子媒体で提出すること。（ファイル形式はPDF形式とすること。容量上送付が難しい場合、オンラインストレージサービスを用いて提出すること。）

(i) 内容

a 企画提案書等は、別紙仕様書の内容を踏まえた上で、次に定めるところにより作成し、提出するものとする。

様式5 企画提案書表紙

様式6 企画提案書

様式7 業務遂行の年間スケジュール

- 様式8 業務実施体制
- 様式9 見積金額
- 様式10 見積金額内訳書
- 様式11 質問書

- b 提出書類についてはA4判とする。
- c 提案に当たっては、基本的な考え方を簡潔な文章で記述すること。
なお、文章を補完するためのイラスト、イメージ図、ゾーニング図等を使用することができる。
- (ii) 提出部数 正本1部、副本10部（イラスト、イメージ図、ゾーニング図等はカラーコピーとしてもよい。）
- (iii) 提出場所 2. (3). イに同じ
- (iv) 提出期間 令和8年2月2日(月)から令和8年3月11日(水)まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）のそれぞれ午前9時から午後5時45分までとする。郵送又は宅配便等の場合は、令和8年3月11日(水)午後5時45分必着とする。
- (v) 質疑応答
 - a 提案内容に関する質疑は質問書（様式10）に記載し、令和8年2月13日(金)～令和8年2月17日(火)まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）のそれぞれ午前9時から午後5時45分までに企画提案書等提出場所まで、持参、郵送、宅配便等又はFAXで送るものとする。FAX以外の電送は認めない。郵送、宅配便等又はFAXの場合も同時刻必着とする。
なお、FAXの場合、送付した旨とその枚数を電話で連絡すること。
 - b 回答は、競争上の地位その他の正当な利益を害するものを除き、令和8年2月20日(金)(予定)までに、質疑の有無にかかわらず、企画提案書等の提出者として認められた者全員に対し、FAXにて質疑書及び回答書を送付する。
- (vi) 厳正な匿名審査を行うため、様式5以外の中で作成者が判別できる内容の記載（特定の者と判別できる記号やふちどりなども含む。）がある場合は、失格とする。
- (vii) 企画提案書等提出後、記載された内容の変更は認めない。

(3) その他

- ア 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- イ 提案は、1者につき1件に限る。
- ウ 提出書類の作成、提出及びプレゼンテーションに関する費用は、応募者の負担とし、参加報酬は支払わない。

6 企画提案書の特定基準

大分類	連番	小分類	内容	配点
業務提案	1	業務全体の方針	業務の目的、本市の特性や本市が抱える課題等を理解し、目的達成の方針が示されているか。	55
	2	提案者の強み	これまでの実績やノウハウ、本業との相乗効果など、本業務の実施に際して強みを有しているか。	
	3	情操教育の推進にむけた具体的な提案	子どもの主体性、表現の自由、乳幼児の発達段階をふまえた情操教育について、強みを有しているか。	
	4	情報発信	業務の効果的・効率的な周知を図るための具体的な企画提案はあるか。	
	5	今後の展望	令和9年度以降の計画が、将来性や実現性のあるものとなっているか。	
運営・連携	6	運営体制	円滑な業務運営を行う体制が構築できているか。	35
	7	スタッフの知識・技能	専門的な知識・技能を持つスタッフを有しているか。	
	8	ネットワークの形成	事業に協力可能な企業やアーティスト、関係機関（金沢21世紀美術館、金沢美術工芸大学等）、地域等とのネットワークを形成するための具体的な企画提案、実績はあるか。	
業務計画	9	業務目標の設定	本業務の効果を高める具体的な目標が設定されているか。	10
	10	経費の内訳	企画提案の内容に見合った適切な経費の積算となっているか。	
全体評価	11	意欲	企画提案書等を通して、子どもの情操教育を深く理解し、その推進に向けて取り組もうとする姿勢が示されているか。	5
	12	適性・信頼性	プレゼンテーションの内容・構成、発表態度に適性・信頼性があるか。	5
合計				110

7 選定及び特定方法、結果の通知等

(1) 企画提案書等の提出者の選定方法

「3 応募資格」に掲げる条件を満たしている参加表明者について参加表明書を審査し、適当と認めた者を企画提案書等の提出者として選定し、企画提案書等提出者選定通知を送付する。

(2) 企画提案書等の特定方法

企画提案書等及びプレゼンテーションの内容により、「6 企画提案書の特定基準」に基づき、各選定委員が審査を行い、点数を付け、その審査結果の合計得点が最も高い企画提案書等を特定する。審査結果の合計得点が最も高い企画提案書等が同点で複数あった場合には、これらの企画提案書等についてのみ、再度、選定委員の合議による優劣の比較審査を行い、評価項目に加算もしくは減算を行い、合計得点の優劣を付け、特定するものとする。ただし、得点が全体配点の50%未満の場合は、候補者として特定しない。

(3) プrezentationの実施

プレゼンテーションの日時、場所については、企画提案書等の提出者に対し通知する。プレゼンテーションに必要な機器は、原則として企画提案書等の提出者が用意することとするが、金沢市で準備可能な機器がある場合は、併せて通知する。

(4) 金沢市こどもアート工房みたに企画運営業務委託業者選定委員会

金沢市こどもアート工房みたに企画運営業務委託業者選定委員会は、次の5名で構成する。

金城大学短期大学部幼稚教育学科非常勤講師	森田 ゆかり（学識経験者）
金沢市社会福祉協議会保育部会長	中田 真美（幼児教育施設関係者）
金沢21世紀美術館交流課チーフエデュケーター	木村 健（芸術関係者）
金沢市こども未来局長	安宅 英一
金沢市こども未来局幼児教育センター所長	岩崎 宗市

(5) 審査結果の公表

審査の結果については、令和8年3月下旬頃（予定）に当選者を公表するとともに、企画提案書等の提出者に対し、審査結果を通知する。なお、審査結果の詳細等について電話での問い合わせには、いかなる場合も応じられない。

8 その他

(1) 非選定及び非特定理由の説明

- ア 企画提案書等の提出者として選定されなかった者及び企画提案書等の提出者として選定された者で特定者として特定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。
- イ 上記アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（金沢市の休日を定める条例（平成2年条例第1号）第1条第1項各号に掲げる市の休日を含まない。）以内に書面により、説明を求めることができる。なお、その回答については、説明を求めるができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとする。

(2) 失格

次のアからウまでのいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- イ 関係者に対する不正な行為を行ったと認められる場合
- ウ その他、この要領に違反する場合

(3) その他

- ア 選定委員への質疑、照会、連絡、相談等は、いかなる場合も認められない。
- イ 提出書類は、選定及び特定を行う作業等必要な範囲において、複製を作成することがある。
- ウ 提出書類に記載された総括責任者等は、特別の理由があると認められた場合を除き、変更することはできない。
- エ 提出書類は、返却しない。
- オ 特定した企画提案書等について金沢市が必要に応じて展示、出版等を行う場合、特定者は、金沢市に協力するものとする。

カ 特定した企画提案書等の著作権は、特定者に帰属するものとする。ただし、金沢市は特定者の許諾を得ることなく、無償で企画提案書等を利用すること（公表し、複製し、展示すること等をいう。）ができるものとする。

キ 具体的な実施作業は、契約後に金沢市と協議のうえ進めるものとする。